

議案第 9 号

嘉島町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

嘉島町長 鍋田 平

（提案理由）

施設利用者の利便性の向上を図るため、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

嘉島町立小中学校施設の開放に関する条例（昭和 54 年嘉島町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「学校施設使用許可申請書を使用日前 3 日前までに提出し、」を「あらかじめ」に改める。

第 11 条第 2 項中「蒙った」を「被った」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

嘉島町立小中学校施設の開放に関する条例(昭和54年嘉島町条例第21号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（使用の許可） 第6条 学校施設を使用する者は、<u>学校施設使用許可申請書を使用日前3 日前までに提出し、</u>教育委員会の許可を受けなければならない。 （損害賠償） 第11条 （略） 2 第7条により許可の禁止、取消し又は変更によって使用者等が<u>蒙った</u>い かなる損害に対しても賠償の責任を負わないものとする。	（使用の許可） 第6条 学校施設を使用する者は、<u>あらかじめ</u> <u>教育委員会の許可を受けなければならない。</u> （損害賠償） 第11条 （略） 2 第7条により許可の禁止、取消し又は変更によって使用者等が<u>被った</u>い かなる損害に対しても賠償の責任を負わないものとする。